

厚生労働科学研究費補助金

(食品の安全確保推進研究事業)

食品中放射性物質濃度等に関する知見の評価検討 分担研究報告

分担研究者 青野 辰雄 放射線医学総合研究所

分担研究者 明石 真言 量子科学技術研究開発機構

研究要旨

食品中放射性物質濃度等に関する知見の評価検討のための基礎資料として、食品中に含まれる放射性物質の濃度等に関する科学的知見の集約を行うことを目的に、国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値について、その設定の背景や算出方法等について調査し、根拠法令や報告書などの関連資料を整理し、資料を作成した。

A. 研究目的

食品中放射性物質濃度等に関する知見の評価検討のための基礎資料として、食品中に含まれる放射性物質の濃度等に関する科学的知見の集約を行うことを目的とした。

B. 研究方法

国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値について、放射性物質の規制値や基準値に関する基礎的な資料を作成するため、1) 規制値や基準値設定の背景や算出方

法等について文献調査を行った。2) 英語以外の文献調査を行うことができなかつたため、非英語文献について調査を行った。3) EUにおける食品中の放射性物質の規制値(1987年の制定と2016年の改定、一般食品、マイナーフードの選定基準や基準設定根拠等)及び東電福島原発事故後の輸入食品等に関する規制値について、調査を行った。またこれまでの食品中の放射性物質に関する研究論文」の収集と整理を行った。

C. 研究成果

1) 国際機関における食品中の放射性

物質の規制値や基準値、欧州連合(EU)、アメリカ合衆国、カナダ、チェルノブイリ事故後のソビエト社会主义共和国連邦、東欧およびアジア諸国における食品中の放射性物質の規制値や基準値について、その設定の背景や算出方法等について調査し、根拠法令や報告書などの関連資料を整理し、資料「国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方」を作成した。総括したものを表1、2にまとめた。

- 2) 東欧における食品中の放射性物質の規制等に関する文献調査として、食品中の放射性物質の基準値と規制値について、算出根拠、設定理由、設定の考え方等について整理を行った(資料1)。
- 3) EUにおける食品中の放射性物質の規制値(1987年の制定と2016年の改定、一般食品、マイナーフードの選定基準や基準設定根拠等)及び東電福島原発事故後の輸入食品等に関する規制値について、調査を行った。

「食品中の放射性物質に関する研究論文」の収集と整理を行い、取りまとめた(資料2)。

D. 考察

国際機関や各国の規制値や基準値については、食品基準産出の考え方、レ

ベルの計算方法や前提としている内部被ばく基準が異なるものであった。飲食物中の放射性物質が健康に及ぼす濃度を示すものではなく、緊急事態における介入線量レベルとして飲食物摂取制限措置の目安となるように設定されていた。ロシア、ウクライナおよびベラルーシの規制値や基準値について、食品基準産出の考え方、レベルの計算方法や前提としている内部被ばく基準が明らかとなつた。基本は、1990年のICRPの勧告に基づいたものであった。EUにおける食品中の放射性物質の規制値等の設定変更の背景に関する調査では、福島第一原子力発電所事故への対応として、実施規則(Implementing Regulation)を設定して対応が行われた。日本の規制当局が示すモニリング結果を踏まえた輸出規制が、EUの規則と異なるものであったため、それとの整合性を持たせるために実施規則の内容が変更され、その後も日本側の対応との整合をとりながら実施規則の改訂が行われたことが明らかになった。

E. 結論

国際機関や各国の規制値や基準値について、その根拠や計算方法について情報の収集と整理を行い、資料集「食品中の放射性物質の規制値や基準値について」を作成した。

G. 研究業績

なし

H.知的財産の出願・登録情報

なし

規制値、基準値		食品の基準算出の考え方						計算式		前提としている内部被ばく基準など		
名称	数値 (Bq/kg)	食品区分	食品摺取量	輸入比率	年齢区分	汚染係数	対象検査	備考	名称	数値		
ICRP	2007年 (ICRP, Publication 103, The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection)	—	—	—	—	—	—	介入レベルは、“便益”が正となるように設定する	$L = \beta / (c \alpha)$ あるいは $\delta M/\beta = \delta M L c \alpha$ $B = M \alpha / (M \beta + d)$	介入レベル (個人)	10mSv/年	
	1種類の食品に対する介入レベル ((回避線量)の最高量)の子地域圏	α 放出体	β / γ 放出体						L:単位質量あたりの放射能濃度で表される。特定の食品に関する実験結果を含めた全体の防護戦略とM:その対策によって回収された食品の質量A:回収された食品中の平均放射能濃度C:摂取能率取用量から集団実効線量への換算係數B:回収する食品の質量D:回収する費用E:回収する食品の品質F:回収料金G:かわる固定経費 α :前位集団線量の標準偏差 β :回収を行なう期間は、Mに含まれる。			
IAEA	2011年 (IAEA Safety Standards:Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency General Safety Guide, No. GSG-2)	—	—	—	—	—	—	介入レベルは、運営が正確なるように設定する。 記載なし	OIL6/は、あらゆる人の実効線量を平均10mSv未満とするよう摺取制限を行なうための基準値。 すべての食品ミルクおよび飲料水は直ちに汚染され、年間を通じ採取される。 もっとも厳しい年齢依存性線量変換係数および摺取量(すなわち乳)に対するもの)を適用する。	年間実効線量	10mSv/年	
	事務作業介入レベル									緊急被ばく状況における摺取制限には100mSv。 ※汚染場から移住した人が、食品摺取を含めた総線量として確率に基づく100mSv(緊急被ばくの規制値)を超えないよう判断基準として年10mSvを使用。		
IAEA	—	I=131	S=90	Cs=134	Os=137	食品	3000	200	1000	2000	年間実効線量	10mSv/年
	(一體アクションレベル)	—	—	—	—	—	—	記載なし				

表 1 国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方(総括)(1)

名称	規制値、基準値						食品の基準算出の考え方						前報としている内部被ばく基準など			
	数値 (Bq/kg)			食品区分			対象核種			計算式						
WHO (事前) 導出介入基準 のガイドライン レーベル	● 各食品群(カテゴリ)が、一種の放射性核種について汚染された場合:						● 各食品群(カテゴリ)が、一種の放射性核種について汚染された場合:									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
シリアル	35	3500	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
イチ類	50	5000	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
野菜	80	8000	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
果物	70	7000	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
肉類	100	10000	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
ミルク	45	4500	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
魚介類	350	35000	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
飲料水	7	700	-	年齢区分	食品摂取量	輸入基準	年齢区分	対象核種	備考	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染				
※ 対象核種は、線量変換係数(2倍)にかけて設定 線量係数(10^6 Sv/Bq) ブルトコーム,-239 *ヨウ素-131の半減期1115 日、甲亢原へ約50mSvに基づ く	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
乳幼児用ミルクに際しては別にガイドライン値を定める。	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
ミルク Sr-90 I-131 Cs-137 Pu- ヨウ素-131の半減期1115 日、甲亢原へ約50mSvに基づ く	Sr-90 I-131 Cs-137 Pu	Bq/L	160 1600 1800 7	飲料水	成人の年間 飲水量として 700Lを想 用。	-	-	-	-	GL = $\frac{\text{IDC}}{h_{\text{imp}} \times Q}$	GL: 飲料水中の放射性核種のガイドランクレベル DC: 個人線量基準。この計算は 0.1 mSv/年 h _{imp} : 成人によるFAOの消費量(mSv/Bq) Q: 飲料水の年間摂取量。700 L/年と仮定(標準的 な世界保健機関の飲料水摂取量である 2 L/ 日に相当)	個人線量 基準				
WHO (平常時) ガイドランク レーベル	I-131 Sr-90 Cs-134 Cs-137 飲料水 Bq/L	10 10 10 10	飲料水	成人の年間 飲水量として 700Lを想 用。	-	-	-	-	GL = $\frac{\text{IDC}}{M \times ipf \times \sigma_{\text{ing}}$	GL: 飲料水中の放射性核種のガイドランクレベル DC: 個人線量基準。この計算は 0.1 mSv/年 M: 食品によるFAOの消費量(mSv/Bq) ipf: 成人によるIPF。700 L/年と仮定(標準的 な世界保健機関の飲料水摂取量である 2 L/ 日に相当)	個人線量 基準					
CODEX ガイドライン レーベル	2015 年最終版(CODEX ALIMENTARIUS GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOOD AND FEED (CODEX STAN 193-1995))						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	Pu-238 Sr-90 Sr-90, S-35 Cs-60, H-3, Pu-239, I-123, Cs-134, Cs-137, Tc-99 I-131, Cs-134, Cs-137, Tc-99 U-235	Bq/L	1000 1000 1000 1000	乳幼児 一歳 食品	IFP(import to production factor)はよ り現実的で な、FAOの 統計データ 解析に基 づき、 10%(0.1)と 仮定。	-	-	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染	介入空隙 線量レベル				
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染						● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染									
	● 対象核種: 放射性ヨウ素による汚染															

表 2 諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方(総括)(1)

表 2 諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方(総括)(2)

国別	名称	規制値、基準値		食品の基準算出の考え方				計算式	前提としている内部被ばく基準など	名称	数値
		数値 (Bq/kg)	数値 (Bq/kg)	食品区分	食品摂取量	輸入比率 汚染俠数	年齢区分				
ロシア連邦	許容含有量 SanFinC3.21075-C1	2001 年 (ロシア保健・社会開発省)、衛生規則 肉(すべての種類の産業動物及び野生動物の体のもの) 骨(すべての重量のもの) 家禽の肉(半加工品を含む) 卵及び豚肉(全頭卵、卵白、卵黄) 牛乳	Cs=137 Sr=90	食品 15 豊 Cs=137 Sr=90	-	-	-	Cs=137 Sr=90	英語文書には詳細情報なし。 情報が記載されている可能性があるロシア語文書あり。	平均実効線量 70mSv	1mSv/年
魚	食用穀物(小麦、ライ麦、ライ小麥、エン麦、大麦、キビ、米、トウモロコシ、ソルガムを含む) 豆類(エンドウ豆、イゲノ豆、綿豆、ヒヨコ豆、レンズ豆など) パン類	160 160 180 80 100 130	50 (骨を除く) 200 80 50 100 40	-	-	-	-	-	情報が記載されている可能性があるロシア語文書あり。	平均実効線量 70mSv	1mSv/年
蜂蜜	黒蜂蜜、野菜、果樹 果実、ベリー、ブドウ 野生のベリー 油性種子 バター	50 40 40 40 70 200	60 20 80 40 60 60	-	-	-	-	-	情報が記載されている可能性があるロシア語文書あり。	平均実効線量 70mSv	1mSv/年
ウクライナ	一時許容限度 Provisionally permissible limits	2006 年 (Permissible levels of Cs-137 and Sr-90 in food and drinking water.) 51 の食品区分について、Cs=137 と Sr=90 の permissible limit が設定されている。以下は代表的食品区分を抜粋して記載。(51 区分は大きく 23 の食品群にわけられている)	Cs=137 Sr=90	51 の食品区分について、それそれに設定	-	-	-	Cs=137 Sr=90	英語文書には詳細情報なし。 情報が記載されている可能性があるウクライナ語文書あり。	平均実効線量 70mSv	1mSv/年
		生乳 穀物 バター 鶏肉 卵 ジャガイモ	100 50 200 200 100 60	20 20 40 20 30 20	-	-	-	-			

表 2 諸外国等における食品中の放射性生物質の規制値や基準値の考え方(総括)(3)

規制値、基準値	名稱	数量 (Bq/kg)	食品の基準算出の考え方						計算式	名称	基準など 数値
			食品区分	食品摄入量	輸入比率 染色体数	年齢区分	対象校種	備考			
ベラル シ	食品中の含有 量基準 □チフム 90 (共和国計音水準 (P11-9))	1000 年 (食品及び飲用水に係る放射性セシウム 137 及びスト 21群+飲料水 Cs=137 Sr=90	Cs=137につ いては、食品 水。Sr=90につ いては、食品4 群+飲料水 21群	—	—	Cs=137 Sr=90	—	(関連資料は見当たらなかった)	1 mSv/年		
	飲用水	10	0.37	—	—						
	牛乳、全乳製品	100	3.7	—	—						
	カッティ・シース、同製品	200	—	—	—						
	ナチュラル・シース、ブロビクシーズ	50	—	—	—						
	バター	100	—	—	—						
	肉・肉製品のうち、牛肉、羊肉および それらの製品	500	—	—	—						
	肉・肉製品のうち、豚肉、家禽肉および ひそれらの製品	180	—	—	—						
	馬肉等	80	3.7	—	—						
	レバ類	40	3.7	—	—						
	穀物の粉・挽割り・砂糖	60	—	—	—						
	植物由旨	40	—	—	—						
	動物由旨 マーフィン	100	—	—	—						
	野菜、根菜	100	—	—	—						
	果実	40	—	—	—						
	栽培ベリー	70	—	—	—						
	野菜・果実・栽培ベリーの五種等	74	—	—	—						
	野生ベリー、同生詰	185	—	—	—						
	生鮮牛ノコ	370	—	—	—						
	乾燥牛ノコ	2500	—	—	—						
	ベニーフード	37	1.85	—	—						
	その他の食品	370	—	—	—						
シンガポ ール共和 国	WHO Drinking Water Guidelines よりびCODEX guidelinesに基く。	—	—	—	—	—	—	WHO Drinking Water Guidelines よりびCODEX guidelinesに基く。	実効線量	1 mSv/年	
中国(通常 規制)	1994 年版 (中華人民共和国標準 食品中の放射性物質制限 規制標準 GB-14882-94)。 現在 GB-14882-2011 に改訂中(ラフ案)	—	—	—	—	—	—	—	—		
	H-3 Sr-89 Sr-90 I-131 Cs-137 Prn-147 Pu-239	—	—	—	—	—	—	—	—		
	糸類 210,000 1,200 96 190 260 10,000 3.4	—	—	—	—	—	—	—	—		
	イモ類 72,000 540 33 89 90 3,700 1.2	—	—	—	—	—	—	—	—		
	野菜・果実 170,000 970 77 160 210 8,200 2.7	—	—	—	—	—	—	—	—		
	肉・魚・介類 650,000 2,900 290 470 800 24,000 10.0	—	—	—	—	—	—	—	—		
	甲殻類 88,000 240 40 33 330 2,200 2.6	—	—	—	—	—	—	—	—		
	生乳 88,000 240 40 33 330 2,200 2.6	—	—	—	—	—	—	—	—		

表 2 諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方(総括) (4)

$$L_c = \frac{365 \times I_d}{ALJ}$$

L_d: 制限濃度
ALJ: 年間摂取制限量(下表、年間摂取限取量)
I_d: 中国における量もしくは引用する人の平均食
用量、Bq/ds.

放射性核 (元素)	年間摂取制限量 (Bq)
H-3	62,000,000
Sr-89	460,000
Sr-90	23,000
I-131	77,000
Cs-137	31,000
Pm-147	9,100
Pr-230	3,200,000
Pr-236	590,000
Ra-226	2,200
Ra-228	1,000
天然ヨウ素	2,500
天然ヨウ素	2,100
天然ヨウ素	770
天然ヨウ素	347 mBq
天然ヨウ素	206
Pr-239	358 mBq
Pr-239	1,000
	700

規制値、基準値	名称	教値 (Bq/kg)	食品の基準算出の考え方					前提としている内部被ばく率 ^a
			食品区分	食品摂取量	輸入比率 汚染系数	年齢区分	対象核種	
大韓民国 最大放射活性 規制値 Maximum Radioactivity Limits	2011年9月改定(大韓民国食品安全基準 Korea Food Code)	ヨウ素について ヨウ素は食用油牛乳等の食品その他の食品の2成分。セシウムについて区分しない。	-	-	-	-	H-31 + Cs-137	(測量資料は見あたらないかった。)
	食品 食用油 乳および乳製品 その他食品 全食品	I-131 Cs-134 + Cs-137 100 100 300 -						線量限度 1mSv/年
中華民国 (緊急時、 平常時)	※2013年に規制値の見直しがWHOにて提出されているが、確定したかどうかは不明である。 2016年(中華民国)衛生福利部食品安全標準司「食品安全基準(改正)」の放射性下物質(1)放射能汚染の基準値に関する改正」	4区分。 牛乳及び乳製品、乳豆乳、ミネラルウォーターその他食品	-	-	-	-	H-31 + Cs-137	(測量資料は見あたらないかった。)
	放射性核種 食品 乳および乳製品 乳児食 ソフトドリンク、ミネラルウォーター その他食品	I-131 Cs-134+Cs-137 55 50 100 100						実効線量 1mSv/年

表 2 諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値の考え方(総括)(5)

食品中の放射性物質の規制値等に関する文献調査

1. 東欧における食品中の放射性物質の規制値等に関する文献調査

国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値に関する基礎的な資料を作成する作業の一環として、東欧における食品中の放射性物質の規制値等の設定の背景や算出方法等について明らかにすることを目的とし、4件の文献(ロシア語、ウクライナ語、ベラルーシ語)の一部または全体を翻訳し、食品中の放射性物質の規制値や基準値について、その設定の背景や算出方法に関する内容をまとめた。

1.1. ロシア連邦

1.1.1. 食品中の放射性物質の基準値、規制値

衛生規則規準第 2.3.2.1078-01 号に「特定種類の食料品における Cs-137 および Sr-90 の含有量について」が記載されている(表 1.1)

表1.1 特定種類の食料品における Cs-137 及び Sr-90 の含有量について

食料品の種類	Cs-137、 Bq/kg (L)	Sr-90、 Bq/kg (L)
肉(食肉用家畜、狩猟対象動物、野生動物の全種類)	160 (骨を除く)	50 (骨を除く)
骨(全種類)	160	200
鳥肉(半加工品を含む)	180	80
卵および液状の卵製品(全液卵、卵白、卵黄)	80	50
ミルク	100	25
魚	130	100
食用穀物(小麦、ライ麦、ライ小麦、エンバク、大麦、キビ、コメ、トウモロコシ、ソルガムを含む)	70	40
豆類(えんどう豆、いんげん豆、緑豆、ひよこ豆、レンズ豆など)	50	60
パン、菓子パン類	40	20
はちみつ	100	80
ジャガイモ、野菜、地這い野菜	120	40
果物、ベリー類、ブドウ	40	30
野生のベリー類	160	60
油糧種子	70	90
バター	200	60

1.1.2. 算出根拠や考え方

前提としている内部被ばく基準の年間実効線量として、1mSv/年で、その根拠は 1990 年の ICRP 勧告に基づくものである。また農村部住人の一般的な食事(食品摂取量)を基準とし、その原材料すべてが許容限度の放射性核種に汚染されていたとしても年間の内部被ばく線量が 1mSv に抑えられるように設定されている。なお、1988 年では 8mSv/年、1991 年では 5mSv/年を基準としていた。

食品中の Cs-137 および Sr-90 の含有量を決定した計算式に関する情報は見当たらなかった。ただ、食料品が基準に適合しているかどうかの特定には「適合指標」を使用することが記載されていた。これは、食品中の Cs-137 および Sr-90 の含有量が許容限度に対してそれぞれの割合の合計が 1 を超えないものが食品として摂取可能であるというものである。

適合指標の計算式について

$$B = \frac{A_{Cs}}{PSA_{Cs}} + \frac{A_{Sr}}{PSA_{Sr}} \quad \angle B = \sqrt{\frac{\Delta A_{Cs}}{PSA_{Cs}} + \frac{\Delta A_{Sr}}{PSA_{Cs}}}$$

B;適合指標、ACs;食品中の Cs-137 濃度(測定値)、ASr;食品中の Sr-90 濃度(測定値)、PSACs;各食品における Cs-137 の許容限度、PSASr;各食品における Sr-90 の許容限度

上記の 2 式で得られた B および $\angle B$ が、下記の条件式を満足する場合、食品として摂取が可能となる。

$$B + \angle B \leq 1.0$$

文献

1. チェルノブイリ 25 周年報告(ロシア), МЧС Р о с с и и, «Р о с с и й с к и й национальный доклад 25 лет Чернобыльской аварии Итоги и перспективы преодоления её последствий в России 1986–2011», М о с к в а , 2011
2. ロシア保健省(現ロシア保健・社会開発省), 衛生規則 SanPiN2.3.2.1078-01
О В В Е Д Е Н И И В Д Е Й С Т В И Е С А Н И Т А Р Н Y X П Р А В И Л (2001 年基準)
3. Regulation and control of radionuclide contents in foods in the Russian federation」 FGU - Burnasyan Federal Medical Biophysical Centre of Federal Medical-Biological Agency of the Russian Federation

1.2. ウクライナ保健省

- 1.2.1. 食品中の放射性物質の基準値、規制値
食品中の放射性物質について表 1.2 にまとめた。

表 1.2 食品中の放射性物質の規制値

	Cs-137	Sr-90
1 穀物、穀粉、穀物製品、パン製品		
1.1. 食用穀物。小麦粉、小麦、ライ麦、オート麦、大麦、キビ、ソバ、コメ、トウモロコシ、ソルガム、およびそのほかの穀類作物を含む。	50	20
1.2. 乾燥豆類。インゲン豆、レンズ豆、そのほかの豆類を含む。	50	30
1.3. 穀粉、製パン用小麦粉、挽き割り穀物、片栗粉、圧延穀物、フレーク化穀物。マカロニ製品、挽き割り穀物製品、燕麦粉。穀物半製品。穀類作物から作った完成品の食料品で、朝食用シリアル、ミューズリー、膨張または焙煎により穀物などから作った製品を含む。	30	10
1.4. 乾燥大豆、大豆加工製品、大豆タンパク質、きな粉、そのほかの完成品などを含む。	50	30
1.5. パンおよびパン製品。添加物を使用するものも含む。穀粉製品。焼き菓子、パン生地を使用した半製品を含む。	20	5
2 乳および乳製品		
2.1. 工業加工向け生乳商品(乳幼児向け食品(ベビーフード)を除く)、液体状のミルク、生クリーム、乳清。発酵乳製品で、生チーズ、ヨーグルト、ヨーグルト製品、新鮮な発酵乳デザート、発酵乳飲料、そのほかを含む。ミルクや生クリームをベースに製造する製品で、ミルク以外の原料を添加するものも含む(ミルクや生クリームをベースに製造したアイスクリーム、アイスケーキ、ミルク飲料、ミルクデザートなど)	100	20
2.2. バター(牛乳、スプレッド、バター脂肪を含む)。バターベースのサンドイッチペースト。	200	40
2.3. レンネットを使用した固形チーズ、塩水発酵チーズ、プロセスチーズ、ブルーチーズ	200	100
2.4. 濃縮させたミルクおよび生クリーム。添加物を使用し濃縮させたミルクおよび生クリーム。	300	60
2.5. 乾燥乳製品で、ミルクパウダー、クリームパウダー、カゼインなどを含む。粉ミルク、ミルクベースの濃縮食品。	500	100
2.6. 工業加工向け生乳製品(乳幼児向け食品(ベビーフード)用)	40	5
3 肉および肉製品		
3.1. 食肉用家畜・家禽の肉(生肉、冷蔵肉、冷凍肉)で、骨がついておらず、工業加工用のもの。食肉用家畜と家庭で飼育している家禽の肉および食用副産物(生腸、食用血液を含む)で、生のもの、冷凍もの、そのほかさまざまな調理法によるもの。およびそれらの加工品。半製品、完成品、ソーセージ、肉の缶詰、肉と野菜の缶詰を含む。	200	20
3.2. 野生動物および野鳥の肉	400	40
3.3. 食肉用家畜や家庭で飼育している家禽の脂肪(背脂を含む)。およびその加工品。	100	30
3.4. 食肉用家畜や家庭で飼育している家禽の干し肉。およびその加工品。	400	40
3.5. 一切の種類の動物・鳥の骨	50	200
3.6. ゼラチン	150	50
4 魚、魚以外の狩猟・漁労対象物、およびこれらの加工品		
4.1. 鮮魚、冷凍魚、そのほかの加工法による魚。魚油、魚卵(人工魚卵を含む)、白子、およびそのほかの魚製品。またそれらの加工品で、魚を使用した半製品・完成品の食料品(魚油、イクラバター、魚のすり身など)・真空パック食品・缶詰を含む。	150	35
4.2. 魚以外の狩猟・漁労対象物(エビ・カニ類、貝、およびそのほかの水産無脊椎動物。両生類・爬虫類・海獣の肉)で、生のもの、冷凍もの、またそのほかの方法で加工したもの。またその加工品で、半製品、完成品の食料品、缶詰を含む。海獣の脂肪。	150	35
4.3. 魚の干物、また魚以外の狩猟・漁労対象物(エビ・カニ類、貝、およびそのほかの水産無脊椎動物。両生類・爬虫類・海獣の肉)の干物。	300	70

		Cs-137	Sr-90
4.4. 海藻、海草、およびそれらの加工品。	200	70	
4.5. 乾燥させた海藻および海草。	600	200	
5 鳥の卵およびその加工品			
5.1. 鳥の卵および液状の鳥の卵製品。鳥の卵を使用した半製品や完成品の食品。	100	30	
5.2. 鳥の卵を加工した乾燥食品。卵粉、乾燥卵白、乾燥卵黄を含む。鳥の卵を使用して製造した混合粉末。	400	100	
6 野菜とその加工品			
6.1. 生鮮ジャガイモ、およびその加工品。缶詰や瓶詰のジャガイモ、冷凍ジャガイモ、ジャガイモ調理製品、ジャガイモを使用した半製品、そのほかを含む。	60	20	
6.2. 生鮮野菜(葉物野菜で、青物野菜、果菜、地這い野菜、根菜を含む)、豆類、トウモロコシ、キノコ(栽培もの)。野菜を加工した製品で、半製品、完成品の食品、ジュース、缶詰などを含む。	40	20	
6.3. 濃縮野菜(トマトペースト、トマトソース、ケチャップなど)	120	50	
6.4. 乾燥野菜(ジャガイモを含む)、キノコ(栽培もの)、および混合野菜。乾燥野菜の加工品。	240	80	
7 果物とベリー類			
7.1. 果物・ベリー類で、生鮮、冷凍、缶詰のもの。フルーツジュースやベリージュース。	70	10	
7.2. 果物やベリー類の加工品(プレザーブスタイルのジャム、ペースト、ジャム、ピュレ状原料から煮込んだジャム、ゼリー、そのほか)	140	20	
7.3. ドライフルーツおよびドライベリーで、凍結乾燥したもの、果実やベリー類をベースに製造した混合粉末を含む。	280	40	
7.4. ナッツとその加工品	70	10	
7.5. フルーツジュースやベリージュースに野菜を混ぜたもの。	50	15	
8 砂糖、菓子(キャラメル、トフィ、パストラ、ゼリーなど)、ゼリー製品、チョコレートおよびチョコレート製品、チューインガム。	50	30	
9 野生のキノコやベリー類で、生鮮、冷凍、瓶詰してあるもの。	500	50	
10 野生のキノコやベリー類で、乾燥させているもの。	2500	250	
11 油糧種子(ヒマワリ、ピーナッツ、ゴマ、ケシ、そのほか、ただし大豆を除く)、またその加工品、ただし植物油脂を除く。	70	10	
12 植物油脂、またそれをベースに製造した製品。マーガリン、調理用油、製菓用油脂、クリームなどを含む。	100	30	
13 白毫茶、緊圧茶、植物起源の添加物を使用したアロマ茶、グリーンコーヒー、焙煎済みコーヒー(豆、挽き豆、インスタント)。カカオ豆、カカオマス、カカオパウダー。茶・カカオ・コーヒー・代用コーヒー(ロースト麦芽やチコリーなど)をベースにしたインスタント飲料の粉末。	200	50	
14 飲料水(地下水資源からの飲料用水は自然界の放射性物質の含有量についても規準が設けられている)	2	2	
15 飲料			
15.1. ミネラルウォーター(地下水資源からの飲料用水は自然界の放射性物質の含有量についても規準が設けられている)	10	5	
15.2. アルコールを含まない飲料およびアルコール度数が低い飲料で、植物起源の原料をベースにするもの。ビール、クワス、果汁を含むアイスクリーム。濃縮飲料でこのほかのカテゴリに属さないもの。	20	20	
15.3. アルコール飲料(ビールを除く)	50	30	
16 乾燥させた薬草(薬剤の製造に用いられる植物由来の薬剤の原料(有効成分)は対象に含まれない)。ハーブティー、マテ茶(パラグアイ茶)、カルカデ茶(ハイビスカスティー)、そのほか。	200	100	
17 タバコおよびタバコ製品	120	50	
18 一切の種類の生理活性サプリメント(BAD)。植物起源のエキスと増粘剤(ペクチン、ペクチン酸塩、ペクチン酸の塩類またはエステル)。寒天およびそのほかの植物起源の粘質物および増粘剤)	200	50	

		Cs-137	Sr-90
19	香辛料。スパイス、またその混合物。ソースを含む調味料(しょう油、キノコソース、ほか)。ただし、トマトソースとからし(完成品のからし、からし粉末)、サラダドレッシング、マヨネーズなどを除く。	120	50
20	食品添加物とその混合物(天然または人工の着色料、安定剤、乳化剤、香料、充てん剤など)。酢、食用ソーダ、食用酵母。スープ・メインディッシュ・デザート・ムース・クリームなどを製造するための濃縮物で、ほかのカテゴリに含まれないもの。即席スープや即席ブイヨン。麦芽エキス。	150	50
21	調理用食塩および塩混合物	120	30
22	ハチミツおよび養蜂業製品	200	50
23	乳幼児向け食品（ベビーフード） 乳幼児向け食品（ベビーフード）、粉ミルク	40	5

(Bq/kg または Bq/L)

1.2.2. 算出根拠や考え方

前提としている内部被ばく基準の年間実効線量として、1mSv/年で、その根拠は 1990 年の ICRP 勧告に基づくものである。またウクライナ国民の被ばく線量(実効線量)を算出するにあたり、住民の年齢構成について考慮する。

食品各種の許容限度の決定については、算出にあたり、(1)各地域における食品中の放射性核種濃度に関するデータを統計解析して得られた、放射性核種の体内摂取に係る各食品の相対的な役割、(2)食事量に対する各食品の占有率を考慮する。なお住民の被ばく線量(実効線量)を算出する際に、ウクライナ国民の一般的な食事量や飲水摂取量に関するデータ(ウクライナ国家統計局による)を考慮し、2000 年 4 月 14 日付第 656 号ウクライナ閣議決定に合致した食品摂取量を採用したというものである。

食品中の Cs-137 および Sr-90 の含有量を決定した計算式に関する情報は見当たらなかった。ただ、食料品が基準に適合しているかどうかの特定には「適合指標」を使用することが記載されていた。これは、食品中の Cs-137 および Sr-90 の含有量が許容限度に対してそれぞれの割合の合計が1を超えないものが食品として摂取可能であるというものである。

適合指標の計算式について

$$B = \frac{A_{Cs}}{DU_{Cs}} + \frac{A_{Sr}}{DU_{Sr}}$$

B;適合指標、ACs;食品中の Cs-137 濃度(測定値)、ASr;食品中の Sr-90 濃度(測定値)、DUCs;各食品における Cs-137 の許容限度、DUSr;各食品における Sr-90 の許容限度

測定結果が計測器の検出限界未満であった場合(ただし、測定誤差 40%以下、95%信頼水準に限る)、食品中の各放射性核種濃度(ACs および ASr)は下記の式により算出する。

$$A_{Cs} = 1.2 \times \frac{MIA}{K_{kCs}} \quad A_{Sr} = 1.2 \times \frac{MIA}{K_{kSr}}$$

MIA; 計測器の各放射性核種に対する測定限界、 K_{kCs} ; Cs-137 の濃縮係数、 K_{kSr} ; Sr-90 の濃縮係数
適合指標 B の絶対誤差 ΔB は、下記の式により算出する。

$$\Delta B = K_p \sqrt{\left(\frac{\Delta A_{Cs}}{DU_{Cs}} \right)^2 + \left(\frac{\Delta A_{Sr}}{DU_{Cs}} \right)^2}$$

ΔB ; 適合指標 B の絶対誤差、 K_p ; ACs と ASr の確率変数の分散(分布)、信頼水準に依存する係数、 ΔA_{Cs} ; Cs-137 測定値の絶対誤差、 ΔA_{Sr} ; Sr-90 測定値の絶対誤差

なお、信頼水準が 0.95(95%信頼水準)、確率変数分布が不明の場合、 $K_p=1.1$ とする。

各食品の食用適否は、適合指標 B を用いた下記の条件式を用いて評価する。

$$B + 0.6\Delta B \leq 1.0$$

0.6 は 95% 信頼水準による管理の信頼性に関する係数である。上記条件式を満足する場合は、食品として摂取可能。満足しなかった場合、測定時間とサンプル量を増やして再測定する、管理方法の変更を行うなどの措置が推奨される。

文献

- ウクライナ保健省 (2006), 食品・飲料水中の放射性核種 ^{137}Cs および ^{90}Sr の許容レベル
Про затвердження Державних гігієнічних нормативів
"Допустимі рівні вмісту радіонуклідів ^{137}Cs та ^{90}Sr у продуктах харчування та питній воді"

1.3. ベラルーシ共和国における食品および飲用水に係る放射性核種 Cs-137 および Sr-90 の許容水準

1.3.1. 食品中の放射性物質の基準値、規制値

食品および飲料水に含まれる放射性物質セシウム 137 とストロンチウム 90 の含有量に関する共和国向け許容レベルは表 1.3 の通りである。

表 1.3 食品中の放射性物質の許容レベル

食品の種類	Cs-137 (Bq/kg,Bq/l)	Sr-90 (Bq/kg,Bq/l)
飲料水	10	0.37
乳および全乳製品	100	3.7
加糖練乳および濃縮乳	200	-
カッテージチーズ、およびその製品	50	-
ナチュラルチーズ、プロセスチーズ	50	-
バター	100	
肉・肉製品		-
牛肉、羊肉およびそれらの製品	500	-
豚肉、家禽肉およびそれらの製品	180	-
馬鈴薯	80	3.7
パン類	40	3.7
小麦粉、穀類、砂糖	60	-
植物油脂	40	-
動物油脂、マーガリン	100	-
野菜、根菜	100	-
果物	40	-
ベリー類（栽培）	70	-
野菜・果物・ベリー類（栽培）から作った保存食	74	--
野生ベリー、およびその保存食	185	-
生鮮キノコ	370	-
乾燥キノコ	2,500	-
乳幼児用食品（ベビーフード）	37	1.85
その他の食品	370	-

一人当たり年間消費量が 5kg 以下の食品(香辛料, 茶, 蜂蜜等)については、「その他の食品」の 10 倍の基準値を適用する。「乳幼児用食品(ベビーフード)」とは、乳幼児用食品(ベビーフード)に関する基準にしたがって工業生産され、特に表示を施された食品のことである。乳幼児向け乳製品を含む。馬肉や野生動物の肉を原料に含む肉製品については、牛肉の基準値を準用する。パスタ製品については、パン類の基準値を準用する。

1.3.2. 算出根拠や考え方

前提としている内部被ばく基準の年間実効線量として、1mSv/年で、その根拠は 1990 年の ICRP 勧告に基づくものである。ロシア連邦で適用されている基準(Cs-137:乳で 50Bq/L、牛肉で 160Bq/kg)に、将来的に近づけることを目指していたと思われる。

なお、上記の食品および飲料水に含まれる放射性物質セシウム 137 とストロンチウム 90 の含有量に関する共和国向け許容レベルについては、Я.Э.Кенигсбергом、Е.Е.Бугловой、В.Е.Шевчуком、Е.О.Зайцевым (ベラルーシ共和国保健省放射線医学・内分泌学臨床研究所)らが原案を作製し、放射線防護委員会 (NCRP) のワーキンググループ (И.М.Богдевич В.А.Кнатько В.Ф.Миненко А.М.Гордеев И.П.Васильева)により検討がなされ、1993 年 3 月 23 日付で、放射線防護委員会の本会議にて承認されている。

2. 食品中の放射性物質に関する研究の文献調査

2.1. 食品中の放射性物質に関する研究論文の調査方法および結果

文献データベースPubMedにおいて、2001年以降の期間において、検索語”Food contamination”および”radioactive”で検索を行い、512件の論文が抽出された。さらに抄録中にストロンチウムあるいはプルトニウムに関する記載がある論文134件を調査対象とした。

抄録データから、測定対象物(食品の種類、大気・土壤)、測定対象放射性物質(Sr, Cs, Pu)、測定、サンプル年、調査場所、関連事故、研究目的および概要について結果を取りまとめた。表2.1に示す。

さらに、Sr/Csの比率、実測値と基準値について、食品中のSr、Cs、Puの経時変化に関する論文を絞り込み、11報について取りまとめ、表2.2に示す。なお、論文中で⁹⁰Sr/¹³⁷Cs比や¹³⁴Cs/¹³⁷Cs比を記載している事例が少なかったため、記載されている実測データから比率を計算して「算出値」として記載した。

資料-2

食品中の放射性物質の規制値の見直しや被ばく線量の推定等の文献調査

目的

国際機関や諸外国等における食品中の放射性物質の規制値や基準値に関する基礎的な資料を作成する作業の一環として、EU における食品中の放射性物質の規制値等の設定変更の背景や東電福島原発事故後の食品モニタリングデータを使用して算出された内部被ばくに関する文献等についてまとめることを目的とする。

第1部 EU における食品中の放射性物質に係る規制について

第2部 食品中の放射性物質に関する研究の調査

第1部 EUにおける食品中の放射性物質に係る規制について

1. 調査業務の目的

EUにおける食品中の放射性物質に係る規制値設定の経緯、根拠等について、仕様書で提示された課題文献（付属資料1-1）及びその関連文献を用いた整理を行う。注目する事項は以下の通りとする。

- ・食品区分（一般食品、マイナーフーズ等）
- ・規制値の設定の考え方

2. EUにおける食品中の放射性物質規制に係る経緯

EUにおける放射性物質に係る安全基準としては、国際放射線防護委員会（ICRP）等の動向を踏まえ、基本安全基準（BSS、指令3954/59/EURATOM、指令80/836/EURATOM、指令84/467/EURATOM）で対応していた。

チェルノブイリ事故が発生した当時、原子力事故の結果として汚染された食品を扱うための包括的な国際的ガイドラインはなかった。CODEX（食品国際規格）は、各国でとられる対策は緊急時計画の調和をとる必要があるとして、その規格作りに着手し、CODEX委員会がその最初の規格を公表したのは1989年のことであった（CAC/GL 5-1989）。

一方、EUがチェルノブイリ事故対応として、最初の基準を示したのは1987年（規則3954/87）であったが、その時点では整備されていない項目があり、記載された具体的な内容は乳製品と一般食品のみで、幼児用食品、マイナーフーズ及び家畜用飼料については、その後に出された修正等で対応された。

表1.2.1 EU規則における食品区分

規制対象食品区分	導入規則	年月日
幼児用食品	規則2218/89	1989年7月
乳製品	規則3954/87	1987年12月
一般食品（マイナーフーズを除く）	規則3954/87	1987年12月
液体状食品	規則2218/89	1989年7月
家畜用飼料	規則770/90	1990年3月

2011年に発生した福島原子力発電所事故への対応として、EUは2011年3月25日に実施規則297/2011を発表した。その内容は、上記の規則3954/87（含む修正版）に基づいて日本の汚染地区からの輸入食品に対する規制を行うものであった。しかし、事故への対応としての日本規制関連機関が公表する対応策がEUの基準と整合性がないものであったた

め、より効率的な規制を実施するため、規制の枠組み（規制対象核種、規制値等）を日本側が実施する出規制と整合性のあるものへと修正を行った（実施規則 351/2011、2011 年 4 月 11 日）。事故後の状況の変化に対応するように日本側の輸出規制の内容に変更が行われ、それらと整合性を持たせるように EU は実施規則の修正で対応を行ってきている。

福島事故へは上記の通り実施規則（implementing regulation）で対応してきたが、規則（regulation）自体はそのままとされていた。EU は国際的な安全基準への適合性を考慮しながら、2013 年には EU としての BSS を改訂した（指令 2013/59/EURATOM）。これらの動きを踏まえ、2016 年 1 月 15 日、EU はそれまでの規則 3954/87（及びその修正版）を廃止し、新しい規則 2016/52 を導入した。ただし、この規則の規制対象食品区分、規制対象核種及び基準値は、それまでの規則 3954/87 及びその修正版でまとめられてきたものと同じである（食品区分の定義等に若干の表現上の相違はある）。

上記で EU が示してきた食品中の放射性物質に係る規制については、規則・実施規則及びその修正版のリストを付属資料 1-2 に示す。

3. 仕様書に基づく調査方針について

上記の経緯を踏まえ、本調査業務による EU の食品中の放射性物質に係る規則の内容についてのとりまとめを、以下の 2 つの観点で整理することとした。

①規則 2016/52 及びその前身である規則 3954/87 で規定されている重要事項の整理

対象課題文献：7.1.1、7.1.2、7.1.3、7.1.4 及び 7.1.5（付属資料 1-2 参照）

EU の”Radiation Protection 105（課題文献 7.1.3）”を出発とし、CODEX/WHO 等の他の国際機関の関連文献の調査を行い、以下の観点での整理を行う。

- ・食品カテゴリー設定の考え方
- ・許容レベル設定の考え方

②福島事故への対応の経緯

対象課題文献：7.1.6、7.1.7、7.1.8、7.1.9、7.1.10 及び 7.1.11（付属資料 1-2 参照）。

前述した通り、日本政府の発表に対応する形で基準を適宜改訂しながら対応してきたという経緯がある。ただし、EU の文献では、何時の時点でどこが発表した内容に基づいて対応をえてきたかについては、説明がなされていない。従って、日本の規制関連機関が発表してきた資料を収集整理し、福島対応で EU が行ってきた規則の改訂内容との関連性を比較しながら整理を行う。

4. EUにおける食品中の放射性物質規制

4. 1 食品中の放射性物質規制基準の考え方

4. 1. 1 基本的考え方

(1) 基本式

食品中の放射性物質の量に係る基準を、具体的に Bq/kg の形の誘導レベルとして評価するための考え方の基本は以下の式で示される。

$$C\text{FIL} = E / (f \times D \times I \times C)$$

E : 事故でもたらされた汚染した食品の年間の消費から生じる、参照個人実効線量（或いは介入レベルを個人の実効線量で示した値）。単位は mSv/年。

C F I L : 特定の食品グループ、核種カテゴリーごとの誘導レベル毎の放射能濃度限度。単位は Bq/kg。

f : 当該食品の個人による消費における年平均の放射能濃度についての判断を示す因子で、放射能濃度限度に対する割合で示す。チェルノブイリ事故後に行われた EU での実験では、0.1 と評価されている。

D : 食品摂取に伴う線量係数である。単位は Sv/Bq。

I : 当該食品の年間消費量。単位は kg/年。

C : 一般食品（マイナーフーズ以外）のカテゴリーにおいて、対象とする食品の加算性への対応を取り入れるための修正係数である。半減期が数週間以上の核種の場合はこの係数の値は 5、放射性ヨウ素のように半減期が数日間程度の核種の場合は 1 と評価されている。

(2) 参考文献

上式は食品の汚染規制に関する基本式であり、同様な式について解説が記載されている文献として以下のものがあり、それらの文献での表現は若干異なるが、本質的には同じ考え方である。

[参考文献]

1-01) "Radiation protection 105, EU Food Restriction Criteria for Application after an Accident" 1998

この文献は仕様書において課題文献とされたものの一つであり、1998 年の時点での食品に係る基準策定の考え方方が示されている。

1-02) "Underlying data for derived emergency reference levels Post-Chernobyl action – Final report", EUR 12553 EN, 1991

詳細な食品関連データと共に、評価の考え方方が記載されている。

1-03) "DERIVED INTERVENTION LEVELS FOR RADIONUCLIDES IN FOOD

- Guidelines for application after widespread radioactive contamination resulting from a major radiation accident", WHO, 1988

実際には、いくつかの食品毎・食品グループ毎に評価を行う必要があり、具体的なデータを用いた計算事例も併せて紹介されている。また、実際の計算で用いるデータの値の根拠についても解説が行われている。

1-04) "Criteria for Radionuclide Activity Concentrations for Food and Drinking Water", IAEA TECDOC-1788, 2016

これまでの重要な文献と共に、食品・飲料水における放射性物質の濃度基準策定の考え方、根拠についてレビューを行っている。

4. 1. 2 介入レベルの設定

(1) 介入レベルの設定

チェルノブイリ事故以前から、どの程度の被ばくが予想される場合防護対策を実施するかについての介入レベルについては、いくつかの考え方が提示されていた。ここではまず、IAEA の文献で示されている介入レベルについて紹介する。IAEA は事故中期 (intermediate phase) の防護対策として、食品・飲料水の制限を実施する介入レベルとして 5~50mSv (事故後最初の 1 年間) を提唱していた (IAEA Safety Series 72, 1985, TABLE V)。一方、ICRP はこの問題に対して、事故後最初の 1 年間での線量として 5 ~50mSv を提案していた (ICRP Publication 40, 1984)。チェルノブイリ事故後の対応として、WHO は、「正当化」という概念からは介入レベルとしては 5mSv が妥当であるとして、この値に基づく評価方法について解説を行っていた (先の文献 1-03, 1988)。

一方、ICRP Publication 43 (1985) では、1985 年の ICRP 声明の以下の文を引用している。

「委員会は、公衆の構成員の確率的影響について、放射性物質に対する被曝からの預託実効線量当量は、いかなる 1 年間においても 5mSv に制限されるべきこと、また、長時間にわたって繰り返される被曝に関してはさらに、終生にわたる被曝の各 1 年につきこれを 1mSv に限定するのが賢明であろうと勧告 している。」

即ち、被ばくが長期に及ぶ場合は、介入免除レベルとして 1mSv/年が提示されていたのである。

CODEX では、チェルノブイリ事故後の対応として、CAC/GL 5-1989 において、介入レベルについて以下の考え方を示していた。

「5mSv は、事故による被ばくに対する参考レベルとして採用された。ほとんどの放射性核種に関して、この値は、事故 1 年後までの期間における食物摂取がもたらす預

託実効線量当量を示している。十分に安全側の仮定が採用されており、このレベルを適用すれば、個人の被ばく線量が 1mSv よりも高いものとなることはありそうもない。」

この内容については、ICRP の 1987 年 COMO 会議声明でも繰り返されている。

このような観点から、CODEX では介入免除レベル $1\text{mSv}/\text{年}$ に基づく基準を策定したものと考えられる (CODEX STAN 193-1995)。

同様に、EUにおいてもこれらの動きを踏まえ、介入免除レベルとして $1\text{mSv}/\text{年}$ を採用している。

(2) 参考文献

- 2-01) IAEA Safety Series 72, 1985
- 2-02) ICRP Publication 40, 1984
- 2-03) ICRP Publication 43, 1985
- 2-04) CAC/GL 5-1989, "Guideline Levels for Radionuclides in Foods Following Accidental Nuclear Contamination for Use in International Trade"
- 2-05) "GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOOD AND FEED", CODEX STAN 193-1995

注 1) 上記において ICRP Publication 43 (1985) から引用されているのは、ICRP の 1985 年パリ声明であり、翌年に発表される新しいデータ DS86 の大まかな結論はその時点では既知のものであったと考えられる。広島や長崎の原爆被爆者の健康影響調査に基づく放射線リスク評価データである DS86 は、1986 年に導入された。

注 2) 上記において、 5mSv は事故後 1 年間に適用するためのものであり、 1mSv は長期間に渡って汚染が継続する状況を想定している。

4. 1. 3 代表核種の選定

(1) 代表核種

1-1) 基本的考え方

実際の原子炉事故で環境中へ放出される放射性核種は、原子炉の型、事故の種類等によって異なる。そもそも原子炉内での発生量、半減期等を考慮し、かつ野菜等の食品の生態によっても実質的には影響を受ける。原子炉の事故解析の分野では、ソースタームの言葉で研究されてきた課題であり、先の文献 1-03)では、WASH-1400 等の米国で 1970 年代に行われた研究を事例として挙げている。それらの研究の成果として、Sr の放射性同位体 (代表は Sr-90)、Cs の放射性同位体 (代表は Cs-134,

Cs-137)、そして Pu-239 に代表されるアクチニドが挙げられる。食品安全という観点からは、これらの特定の放射性核種を対象として規制することで、他の放射性核種についても規制することが可能という考え方である。代表核種選定の重要な要因として、食品検査では膨大な量のサンプルを検査することになるので、比較的、短時間に検査ができる核種を対象とすることが必要となる。

EU の規則 3954/87 で、チェルノブイリ事故対策として食品中の放射性核種に対する規制が導入されたのであるが、事故後の対応について整理し報告書の形で公表されたのが先に挙げた文献 1-02) (EUR 12553 EN, 1991) である。事故後 5 年が経過しているが、事故直後からの EU における検討の結果を踏まえたものと考えられるので、以下の規制対象核種についてどのように記載されているかを整理する。

表 4.1.1 主要核種がもたらす影響

元素	人体影響
Sr	人体中では骨の Ca 成分と入れ替わるため bone-seeker と評価される。成人よりは、幼児・小児で吸収されやすく、体内滞在期間は短いとされる。線量変換係数 Sv/Bq は若いほど大きいという傾向がある。
Ru	体内摂取後、器官・組織によって差はあるがほぼ一様に分布するようになる。体内に摂取したうちの 15% は直接排泄され、残りは体内に一様に分布するようになるが、生物学的半減期については、数日から 1000 日の範囲である。線量変換係数は、体重差による影響を受ける。
I	体内摂取後、すぐに血液中に排出される。食物及び水（ミルクを含む）で体内吸収に差がない。甲状腺摂取後は、有機物質として血液中に出していく。幼児では甲状腺への取り込みは大きくなる。器官の種類に限らず、若いほど線量変換係数は大きい。
Cs	摂取された可溶性の Cs は、ほぼ完全にかつ急速に消化器官から体内に取り込まれる。血液を経由して身体の全組織に一様に分布するようになる。生物学的半減期としては、2 日、及び 110 日という 2 つの成分があるとされている。小児・幼児では、半減期は短くなる。年齢が低いほど線量変換係数は大きく、かつ Cs-137 よりも Cs-134 のほうが若干大きい。
Pu,Am	体内に摂取後、血液を経由して肝臓及び骨に蓄積されるが、生物学的半減期は肝臓で 20 年、骨で 50 年とされている。分配される割合は両器官とも 0.45 で、残りは他の組織・器官とされているが、短期間では異なり評価値もある。幼児・小児では、Pu の分布は摂取時の年齢に依存し、若いほど骨に蓄積する割合が多い。線量変換係数は、若い時に摂取したほど高く、骨表面に蓄積する場合が他の器官・組織よりも高くなる。

出典 : EUR 12533EN, 1991

1-2) EU 基準における考え方

- ①先述したように、誘導レベルは注目する核種の線量変換係数に反比例する。ただし、核種毎に誘導レベルを設定していたのでは、膨大な量のサンプルを処理する

現場では作業効率が悪くなるので、性質が類似したものを一括りとしている。

②EU の基準は、先述したように、規則 3954/87（含む修正版）と規則 2016/52 で規制上の核種のカテゴリー分け、そして誘導レベルは同じである。

表 4.1.2 核種区分

核種グループの定義	説明
Sr の同位体合計、特に Sr-90	骨に蓄積する性格が強く、かつ Sr-90 は半減期が長い。
I の同位体合計、特に I-131	事故直後に放出される代表的核種であり、甲状腺に蓄積され、甲状腺がんのリスクが懸念され、小児集団への影響が指摘されている。
Pu 及び超 Pu 元素の α 放出核種の合計、特に Pu-239, Am-241	そもそも長半減期核種であり、生物学的半減期も長く長期に渡り体内に残る核種である。骨や肝臓に蓄積され、リスクが高い。
半減期が 10 日以上の他の核種の合計、特に Cs-134,Cs-137 (C-14 及び H-3 は除く)	半減期の長さで定義され、対象となる核種も多岐にわたる。Cs-134,Cs-137 は事故後に放出される代表的な核種であり、かつ半減期も長い。

出典：参考文献 1-01)

③上記の核種カテゴリーにおいて、4 番目のカテゴリーについては定義が広いため、文献 1-01) では、そのカテゴリー分けについて検討がなされたことが紹介されている。属する核種の数は多いが、Cs 及び Ru よりも線量変換係数の値は小さい。即ち、このカテゴリーは主として Cs 及び Ru の放射性同位体に汚染された食品がもたらす被ばく線量を制限するためのものである。このカテゴリーについて再検討がなされ、線量変換係数のオーダーでカテゴリー分けする案等が俎上に上がったものの、EU の作業グループで合意が得られず変更されなかった。

1-3) 核種カテゴリーについての他の事例

基本的なカテゴリー区分について、文献 1-01) では必ずしも明確な定義づけをしているわけではない。CODEX の食品中の放射性核種の濃度に係る基準構築の考え方を付属資料 1-3 に示す。基本的には、事故で放出される可能性が高いとされる核種毎に許容濃度限度（誘導レベル）を計算しておき、それらの数値を丸め、丸めた値でクラス分けしている。また、IAEA (IAEA Safety Series No.109, Annex 1, 1994) の中で、実施する対策に伴う費用（特定の食品を市場から撤去する費用）という観点でこの問題について検討しており、本質的には同じ結果を得ている。

(2) 参考文献

ソースタームに係る文献（参考文献 1-03 で参照されている文献）

- ALPERT, D.J. ET AL. Relative importance of individual elements to reactor

- accident consequences assuming equal release fractions. Albuquerque, NM, Sandia National Laboratories, 1986 (Report NUREG/CR-4467 (SAND85-2575)).
2. CHARLES, . ET AL. Contributions of nuclides and exposure pathways to the radiological consequences of degraded core accidents postulated for the Sizewell PWR. London, HdSO, 1983 (Report NRPB-MIOO).
 3. USNRC. Reactor safety study: an assessment of accident risks in US commercial nuclear power plants. Washington, DC, USNRC, 1975 (Report WASH-1400, App. V1 (NUREG-75/014)).

4. 1. 4 対象食品の区分

食品の消費量は、食品項目、地域等の要因によってかなり差があるが、それらを踏まえた上で、安全側の仮定のもとに消費量を設定している。ただし、食品の区分毎にその仮定の成立が困難な場合もあり、いくつかのカテゴリーに分けて誘導レベルを評価している。EU の規則では食品カテゴリーとして幼児フード、乳製品、マイナーフーズ、他の食品及び液状フーズの 5 つが導入されている。各カテゴリーで食品中の放射性核種濃度についての誘導レベルが異なるのは、カテゴリー間でこれらの食品カテゴリーの消費量が異なることを反映したものである。

(1) 全体の消費量

EU の規則がどのような考え方で策定されたかを示している文献 1-01) では食品カテゴリー毎に消費量の評価データが示されている。

表 4.1.3 食品の消費量

食品項目	1 才児	EU 成人	
		下限値	上限値
幼児食品	35kg (半年間)	-	-
乳製品	200kg	49kg	206kg
ポテト	10kg	35kg	126kg
肉	10kg	55kg	106kg
果物	20kg(果物+野菜)	52kg	172kg
野菜	-	71kg	156kg
穀物	20kg	58kg	115kg
液体状食品 (飲料水を含む)	250 リットル	600 リットル	-

出典：文献 1-01)

先述した CODEX では、「幼児食品」と「幼児食品以外の食品」の 2 つのカテゴリーが設定されており、幼児食品以外の食品については平均的な値として 550kg を用いている（付属資料 1-3 参照）。EU 規則で用いられている食品項目カテゴリーに上表を当てはめると、271～675kg となり、CODEX では比較的高いレベルの値を用いていることが分かる（左欄の「ポテト」から「穀物」までの合計に CODEX の「幼児食品以外の食品」が対応すると考える）。

(2) 消費量に係る仮定

①誘導レベルの算定において、上記の食品消費量のうち、10%が事故で汚染された地域からのもの、90%が非汚染地域からのものであると仮定されている。最初に示した誘導レベルの算定式において、 f と記載された因子がこの効果を示しており、計算式において $f=0.1$ とおく。

②食品項目のうち、例えばスパイス類の消費量は他の食品と比較してかなり低いものであることは十分に想定される。その影響を考慮するために、EU 規則では「マイナーフーズ」という食品カテゴリーが設けられている。EU 規則では、この効果については規則 944/89 で具体的な対象となる食品項目が示され、誘導レベルについては一般食品の 10 倍とすることが示された（具体的な消費量については言及されていない）。このことは、マイナーフーズの消費量が少ないため、介入レベルの 1mSv に相当する誘導レベルとしては、一般食品よりも高いものとなることを示している。この 10 倍とする根拠については、IAEA の文献に以下の記載がある。

「一人あたりの年間消費量が少ない食品については（10kg 未満）、誘導レベルを一般食品の 10 倍以上とすることが可能である。」（IAEA Safety Series No.109 の頁 51 の TABLE V.）

尚、CODEX では検討はされたようではあるが、マイナーフーズという概念は用いられていない（CODEX の 1989 年ハーグでの会議等、文献 1-03 には 10 倍という記載はある）。

③EU 規則、CODEX が示す基準は、非常に広範な地域を対象としており、実際には国ごと、地域ごとに食品の消費パターンは異なる。そのため、特殊な地域での誘導レベルについては、その地域特性を踏まえた対応が必要となる。

(3) 飲料水の扱い

①飲料水については、地域差が大きいとされている。

②EU 規則では、”Liquid foods”としてのカテゴリーに組み込まれており、文献 1-01)では介入レベルに汚染されている飲料水は 1% とされている。

③WHO では、成人の飲料水の年間消費量として 700 リットルが仮定されている（文献 1-03）。緊急時というわけではないが、一般的な基準として WHO は飲料水に関するガ